Keio Associated Repository of Academic resouces

T:41-				
Title	民俗宗教空間の歴史性:気多神社の官国幣社昇格運動と気多神の物語の変容			
Sub Title	The historicity of folk-religious space : the promotion movement for the highest of imperial shrine (Kanpei taisha) and the transfiguration of the narrative representing the deity in Keta Shrine			
Author	市田, 雅崇(Ichida, Masataka)			
Publisher	三田哲學會			
Publication year	2008			
Jtitle	哲學 No.119 (2008. 3) ,p.111- 145			
JaLC DOI				
Abstract	The aim of this paper is to present the historicity of religious space from the view of Folk-Religion. In this point of view, we can grasp the religious space in the dynamic process which is formed by the concrete phases where on one hand the authorities of religion create meaning to space, on the other the beliefs of normally living people do so at the same time. As the case example, I adapt Jinjaengi which is a record dealing with the origins a shrine and of its connection with the deity enshrined at a shrine (saijin), and the relation of the ritual surrounding that deity as well as supernatural stories related to the shrine and its deity. There is an implicit religious cosmology within a ritual, and the ritual is the symbolic system representing it dynamically. Through practicing a ritual, a religious cosmology links real places inscribed Jinjaengi such as the visitation of shrine saijin, which produces the religious space. In order to investigate, I focus on the policies in early Meiji era, especially the unstable shrine administrative practices before 1900 and the preservation policy of ancient shrines and temples. Within that process, one large shrine (taisha) in one local area, Keta jinja in Ishikawa prefecture, insists on the upper lank among the many shrines in Japan and intends to justify shrine's history. The agents of those shrine's attempts were the religious intellects of shrine (shinshoku), and they restructured the old-fashioned narratives of shrine history into narratives measured up to history of modern state. So we can understand the historicity of folk-religious space in early Meiji era.			
Notes	特集文化人類学の現代的課題II 第1部 空間の表象 投稿論文			
Genre	Journal Article			
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000119-0114			

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

# 民俗宗教空間の歴史性

-気多神社の官国幣社昇格運動と気多神の物語の変容-

市 田 雅 崇\*

The Historicity of Folk-Religious Space: The Promotion
Movement for the Highest of Imperial Shrine
(Kanpeitaisha) and the Transfiguration of the Narrative
Representing the Deity in Keta Shrine

#### Masataka Ichida

The aim of this paper is to present the historicity of religious space from the view of Folk-Religion. In this point of view, we can grasp the religious space in the dynamic process which is formed by the concrete phases where on one hand the authorities of religion create meaning to space, on the other the beliefs of normally living people do so at the same time. As the case example, I adapt Jinjaengi which is a record dealing with the origins a shrine and of its connection with the deity enshrined at a shrine (saijin), and the relation of the ritual surrounding that deity as well as supernatural stories related to the shrine and its deity. There is an implicit religious cosmology within a ritual, and the ritual is the symbolic system representing it dynamically. Through practicing a ritual, a religious cosmology links real places inscribed Jinjaengi such as the visitation of shrine saijin, which produces the religious space. In order to investigate, I focus on the policies in early Meiji era, especially the unstable shrine administrative practices before 1900

<sup>\*</sup> 國學院大學日本文化研究所客員研究員

#### 民俗宗教空間の歴史性

and the preservation policy of ancient shrines and temples. Within that process, one large shrine (taisha) in one local area, Keta jinja in Ishikawa prefecture, insists on the upper lank among the many shrines in Japan and intends to justify shrine's history. The agents of those shrine's attempts were the religious intellects of shrine (shinshoku), and they restructured the old-fashioned narratives of shrine history into narratives measured up to history of modern state. So we can understand the historicity of folk-religious space in early Meiji era.

*Key words*: folk religion, historicity, space, religious cosmology narratives of the deity

#### はじめに

神仏分離・廃仏毀釈という明治維新時の改変が日本人の精神に大転換をもたらし、現代の我々の精神のありようまでも規定している[安丸 1979: 1-2]. それ以降、明治政府の一貫した基本方針は、国民となるべき人々のあいだに、天皇と記紀神話とを結びつけた宗教的意識を全国的につくりあげることであり、その具体的な個々の組織として全国の大小の神社を位置づけた. この政策の展開により、「各地の神社とその祭神が従来本質的な属性として有していたそれぞれの地域民衆との深い精神的紐帯や土着性・郷土性といったものは、急速に国家的・天皇制的なヒエラルキーに従属させられていくか、あるいは抹殺されていった」のである[宮地 1988: 566-567].

このような政府の方針が進められた明治という時代を対象とした場合, 寺社を管理するふたつの方向性を見ることができるだろう. ひとつは神社 神道を中心とした明治政府の宗教政策である. 神仏分離にはじまり, 神祇 官・教部省・内務省社寺局・同神社局など管轄機関の設置, あるいは神社 の社格の制定などの具体的な政策は従来の宗教的世界を近代国家という枠 組みのなかに再編成するものであった. とはいえ, 明治初年から昭和 20 年にいたる宗教行政は国家が神社を優遇した国家神道という一枚岩の堅固なものでは決してない。宗教行政の揺らぎも時期によって異なり、国家の財政事情次第で神社界は国家から切り離される可能性さえあった。こうした不安定さに左右された全国の大小の神社にもそれぞれの実態があり、そうした実情をふまえる必要がある<sup>1</sup>.

もうひとつは古社寺保存による全国の寺社を管理する政策である。明治30年に制定された古社寺保存法は、古社寺の建造物、宝物類のうち「歴史ノ証徴、由緒ノ特殊又ハ制作ノ優秀」なモノに分類し、特別保護建造物と国宝に指定してゆく<sup>2</sup>. 古社寺保存という名のもと、歴史的な遺物として寺社の建造物や宝物を維持・保存し、近代における社会的な価値を見出そうとしたのである。それは寺社所有のモノに近世までの価値観とは違う外来要素を含んだ美的な価値観を付与することによって進められた。とりわけ神社に対しては、近代日本の象徴ともなるべき神社像を模索しつつ、社殿の営繕と維持、宝物の「発見」が目指された。そしてこれらの保存による管理と格付けは「皇国の歴史」との距離関係が基準となったのである「鈴木 2002: 13〕。

本稿ではこれらの明治期の神社をめぐるふたつの施策を地方の一大社を対象として見てゆきたい. 国家の神社行政とせめぎ合う神社界, あるいは近代国家の文化政策のなかで, 自社伝来の由来の物語と儀礼を活用しつつ正統性を模索する動き. その過程で祭神の由来物語は国家の歴史に沿ったものとなり, 儀礼はその叙述に描かれた場所に新しい意味を与えてゆく. こうして近代的な意味を帯びた宗教的空間が創り出される. 明治という歴史性を念頭におき, 民俗宗教という視点から, 宗教的な空間がどのように形成されてきたのか. 事例として旧国の一宮の祭神の由来の物語とそれを再演する神幸儀礼をとりあげ, 神の巡幸によって生成される, 一定の地域の空間的把握を試みる.

# I 民俗宗教的空間の把握

宗教的な空間の分析は主に宗教地理学によってなされてきた。とりわけ 1970年代以降,人間の知覚や主観性を重視する人文主義地理学により空 間が意味付けられ牛成される側面に焦点があてられるようになった。すで に70年代はじめに千葉徳爾は民俗を心意の志向性と捉えて、それにより 一定の地域的な空間が生成されることを主張した [千葉 1972: 12-13]. 人々が生きている空間を対象としたトゥアンは、人間に主体性をおき、人 間が経験し知覚することを通して生成される主観的な空間の分析を試みた 「トゥアン 1988」、松井圭介は地理的空間を相対的な空間と捉え、そこに 生きている人間がどのように体験しているのかという人文主義地理学の視 点から宗教的空間構造を解明する方向性を提唱している.そのひとつとし て、実証的に把握される信仰圏のような空間と、不可視でシンボルとして 語られる象徴的空間のふたつの側面があいまって形成される宗教空間を解 明することを宗教地理学の目的としている「松井 2003: 26-27」、人間の 主体性に焦点をおき、空間が意味付けられ動態的に生成される過程に目を 向けた人文主義地理学の宗教空間の把握は、民俗宗教の視点と重なり合う 部分が多い.

民俗宗教とは「教団や国家や学術体制の権威のもとに「宗教」や「信仰」として理念化されてきた人間の営為が、現実の場に生きる一般生活者の場でいかに思念され実践されてきたかという、言動の具体相に焦点を合わせるための視座」である[池上 2000: 20]. この視座に立って宗教的な空間を考えると次のような言動の具体相が考えられる. ある種の宗教的な権威が空間に意味を与える. 逆にふつうに生きる人びとの信仰では、権威的な意味づけの影響を受けつつ主体的に取捨選択しつつ、自らの信仰に応じて一定の地域をひとつの空間として認識する. この両者の言動の具体的な位相を通して形成されるのが民俗宗教空間である. 本稿では民俗宗教空

間を分析するために寺社の由来の物語とそれをもとに再演される儀礼を事例としてあつかう. 宗教儀礼の根底には一定の宗教的世界観が存在し, 儀礼はそれをダイナミックに表象する象徴体系である [宮家 1989: 139]. 儀礼の実践によって宗教的世界観が, 由来などに描かれた神の来臨を示すような具体的な場所と結びつきそれらを空間的に結びつけたとき, そこに宗教的な空間が生成される. 寺社の由来は宗教的な空間を意味付ける言説であり, 儀礼により具体相を与えられて宗教的な空間を生成するのである.

さて「現実の場に生きる一般生活者」というものを想定したとき、本稿 であつかう空間の意味づける言説がそうした人たちにどのようとらえられ ているか見ておく必要があるだろう. 関本照夫は日本という枠内におい て、そこに住む人びととその歴史の言説との関係について次のように述べ ている.「日本という集団の継続性と、それを伝える日本史という枠組み の一貫性に、近現代の日本人が「生活者レベル」で強い確信を抱いて」お り、「書き手・読者の双方からなる言説制度としての日本史というものが、 強固な自己同一性に身を固めていて、外部からの発言にたやすく耳を貸せ るようには作られていない」[関本 1995: 123, 129]. ここでとりあげる 事例は祭神の由来という「歴史」であり、それは再演される儀礼の場と時 に限定された「歴史」ではある。こうした物語は実際に起こった歴史事実 ではないし、儀礼のなかで実践される諸々の神事もまた歴史上の出来事を 再演したものではない.しかし儀礼が契機となって想起され共有される知 のあり方である.虚構であっても祭神の由来に描かれた歴史が創られる背 景には、それを必要とした人たちがおり、受け入れる人たちも一定の価値 を認めるからこそ語り継がれる。そうした歴史としての知識が現在でも一 定の説得力を持つということは、そこに強固な自己同一性を帯びた空間を 意味付ける言説としての「歴史」というものを見ることができるだろう.

本稿では、これらを踏まえて次のような視点から民俗宗教空間を考えて

#### 民俗宗教空間の歴史性

みたい. 明治期の揺れ動く神社行政―とりわけ神社局が設置される 33 年以前―, あるいは近代国家の歴史創造の過程に見合うかたちで進められた古社寺保存行政において, 気多神社という―地方の―大社が自社の位置づけと正統化をはかるなかで, 神職という宗教的知識人によって伝来の祭神の物語がいかに編集され, もちいられていったのか. その過程を通して新しい意味を持った由来の物語は, 民俗宗教空間にどのような意味を与えていったのか. 宗教的権威を持ったエリートの意味付け・解釈を追うことによって, 民俗宗教空間の歴史性をとらえる試みとしたい.

### II さまざまな「異説」の由来の物語

#### 1 近代の叙述

「…一の宮村がある. こゝに能登一のお宮気多神社があつて,祭神は大己貴命である. この神様が大昔天下を平定しやうと,能登の国を巡行された際,一の宮に行宮を造られて,悪者を平げ国を治められた. その悪者御征伐の有様を今に伝へてお祭するのが平国祭で,一の宮から鹿島郡七尾町まで,神輿をかつぎ,神主さんが幾人も馬に乗り,錦の旗を立てゝ大太刀・弓箭を持つて行列して歩かれるのでなかなか勇ましいお祭だ.」

「珍しいお祭ですね. すると気多神社の神様が能登の国を開かれたのですね. |

「まあ、さういふわけだね、だから立派なお宮でなかなか神々しい.」

3月17日から23日にかけて、能登半島の南部を巡幸する平国祭と呼ばれる神幸儀礼が行われる。気多神大己貴命が気多神社(羽咋市)から本つ宮である気多本宮(七尾市)まで、巡幸する。その経路となる沿道には多くの人びとが神の「おいで」を迎えるため、「おいで祭り」とも呼ばれ

ている<sup>3</sup>. 春の訪れとかさなって、巡幸地域には神の「おいで」によってかもし出された宗教的な空間をかいま見ることができる.

引用は父と子の会話形式で平国祭の由来を説明したものである. これは昭和初期に書かれた『羽咋郡郷土読本』からの引用であるが [羽咋郡教育研究会郷土読本編纂部(編)1932: 2-3],現在においても平国祭の一般的な説明一なぜこの儀礼が行われるのかという語り一とあまり変わるところがない. この会話では子どもの質問に答えるかたちで父親が平国祭の一般的な由来を説明しているが,今でも聞き書きをすると現地の人からはこの会話のような答えが返ってくる. 儀礼の場において,現在でもこうした会話にあるような知が継承されているのである. このような神とその由来にまつわる儀礼・伝承に関する歴史的な説明の叙述として現在一般的となっている言説―それはテレビや新聞などのメディアにも見ることができる―は,近代の地方誌を中心とした歴史叙述の影響が大きいことを以前指摘した [市田 2001]. そこでまず,地方誌に記載された由来の物語をとりあげておこう. 次の引用は『羽咋郡誌』(大正6年)の叙述である [日置 1917: 760-761.].

上古大己貴命天下を経営せんとて、普く諸国を巡幸し、此国に至り給ひし時、邪神妖賊諸処に屯聚して庶民を苦しめ、殊に今の羽咋鹿島二郡に介在する邑知潟には、巨大なる毒蛇の棲息するありて、土民に害を加ふること甚しかりき、大神之を討たんとて、越の北島より海を航して鹿島郡神門島に着き給ひ、尋で七尾小丸山に移り、其附近に散在せる諸妖賊を誅戮し、又鳳至珠洲二郡に行きて衆賊を平げ給ひ、畢りて今の社地に到り、行宮を造りて坐しまし、国中の諸神を率て終に彼の毒蛇を射殺し給ひき、かくて後数年の間此所に留り、国内を撫馭し給ひしかば、彊土日に開け人民月に蕃殖して国中漸く治まりしを以て、更に地方に巡行し給はんとせしが、後年再び妖賊の起りて斯民を

#### 民俗宗教空間の歴史性

悩さんことを思ひ、一国鎮護の為に神霊を永く此地に留め給ふ、是れ本社創立の由緒なり.

気多神がこの国を巡幸していたころ、能登の邑知潟には巨大な毒蛇がいて人びとを苦しめていたらしい。そこで「越の北島」から「神門島」にたどり着き、七尾、鳳至・珠洲郡を平定して現社地に鎮座したという。その後、この地にとどまった気多神の神霊のおかげで能登は繁栄した、というのがこの物語だ。物語の時間軸は「上古」に設定されている。まず気多神が能登に来る経過と理由が述べられ、到着地、平定地、鎮座地が明確に記され、その後の展開が時系列的に配置される。全体として気多神を中心に、地理的・時間的な因果関係が説明された叙述となっている。近世期までの気多神の物語は多様になっているが、近代の叙述ではひとつの時間軸にそって説明したものとなり、他を排した唯一の正伝として描かれる。近代化の営みのひとつが多様なものの差異を捨象し、既存のローカルなモノを使いながら国家という枠組みに沿って同一化していく過程であるとすれば、それは歴史の叙述にもあてはまるだろう。そこでまず、多様な物語はどのようなかたちのものがあったのかを見ておこう。

#### 2 中近世のさまざまな由来

気多神の物語の基本構造は〈外来神としての気多神が能登にやってきて、この地の荒ぶるものどもを退治し平定し、現社地に鎮座した〉というものになる。こうした基本構造はすでに「気多神社古縁起」に見ることができる⁴. しかし、近世期までの気多神社の他の縁起類に目をやると、気多神の本地仏が記されるなど神仏習合の記述が濃いものも含め多様なものが書かれている。気多神の鎮座にいたる過程を語った部分に目を向けても、例えば天正5(1577)年の「気多社書上」では気多神の由来を「日本しよき神代のまき」に話を落として語っており、能登の平定には触れられ

ていない<sup>5</sup>. この書上は上杉謙信の勢力が能登におよんだ時期に上杉氏の奉行人吉江信景に差し出したもので、戦乱期、外来の新たな支配者に対して自社の正統性を主張した叙述である. この場合、外来の支配者に対しての正統性の主張はローカルな意味づけではなく、「日本書紀」という大きな物語に位置づけられている<sup>6</sup>.

江戸時代になると物語の叙述は能登内部で展開されてゆく.元和5 (1619)年の「御尋随由来条々」では気多神による平定が後述する鵜祭の由来に結びつけられている.すなわち,鹿嶋浦の化鳥に苦しめられていた鵜を気多神が助けたという鵜祭の由来と気多神社の由来とが結びあわされて記されている7.やや時代が下って江戸時代半ばの「気多本宮縁起」「気多社御縁起」では、気多神が平定巡幸したとされる地域を能登全体に拡大し、鳳至郡の「鷲蔵大明神」や珠洲郡の「蒿座大明神」などをも平定の物語に組み込み [「気多社御縁起」〕<sup>8</sup>,能登平定を詳細に叙述したローカルな叙述になっている<sup>9</sup>.近世以降、気多神の能登平定が強調されるようになり、気多神と土着の神々との系図的な関係が成立し、類似した物語が気多神社の諸縁起・書上をはじめ能登の各地の寺社の縁起・書上や地誌類に記されるようになった背景をともなってこうした叙述は成立した [市田 2001: 44-45].

能登内部で展開される気多神の物語は平国祭という儀礼に結びついてゆく、明治初年まで二月の未日から戌日にかけて行われていた平国祭は、能登半島南部の、まさしく「毒蛇」がいたとされる邑知潟周辺を巡幸しており、儀礼の実践のあり方が気多神の物語を再演するものとして意味付けられていった。さらにもうひとつ、気多神の物語をその由来とする儀礼がある。11月午日(現行では12月16日早朝)に行われていた鵜祭である<sup>10</sup>、鵜祭は『羽咋郡誌』の叙述で気多神が漂着した「神門島」(七尾市鵜浦町鹿渡島)の土地の神・御門主比古神が鵜を捕らえて気多神に献上したことに由来する神事である[小田他(編)1928:164-165]<sup>11</sup>、鵜祭の

由来にはいくつかのバリエーションが存在するが、その基本的な構造は 〈外来神である気多神が神門島にたどり着き、その土地の神である御門主 比古神の対応を受け、両神の媒介をなすものが鵜である〉というものであ る<sup>12</sup>. 鵜祭の由来は、物語が鹿渡島という場所にしっかりと付着している 点に特徴がある.

さて、ここであつかう気多神の物語とは、物語がローカルな場で展開された、能登内部に対して正統性を主張する物語ということになるだろう。すなわち古縁起にその骨子が記され、近世期を通じて能登国内での気多神社と諸社との関係のなかで描かれるようになったものであり、外部に対してではなく、能登の内部への発信が主眼のものを指す。しかしながら今見てきたように、近代以前の叙述のなかでは巡幸地域は多様になっており、気多神来着の場所も区々であった。たとえば本宮縁起では「当国当所に渡らせ給ふ、今の府中の浦是なり」とあって、本宮の地(七尾市)に到着したと記す。「気多社御縁起」では到着地は「遍蔵」(輪島市)であった。とはいえ、気多神の物語の基本構造は〈外来神としての気多神が能登にやってきて、この地の荒ぶるものどもを退治し平定し、現社地に鎮座した〉と集約できる。では次に、明治以降、多様なかたちがまとめられ、一元化された気多神の物語となってゆく過程を見ていこう。

# III 正伝としての物語の叙述

# 1 明治初期の儀礼の改変

宗教的世界をめぐる大きな変革において端緒をしめ、かつ最大のものは神仏分離であり、それを機軸に宗教的世界のあり方に大きな影響が与えられたことはいうまでもない。この影響は石川県、さらには能登の一宮である気多神社にも当然のことながらおよんだ。加賀藩では慶応4年閏4月、寺社奉行が寺社家触頭に対してこの旨を通達している[『加賀藩史料』幕末篇下巻:839-840]。気多では社僧であった長福院、正覚院、薬師院、

地蔵院のうち、正覚院を除いた3ヶ寺は復飾した<sup>13</sup>. さらには社格制度、社領上知(社領350石)、大社にみられる世襲神官廃止などの一連の改革が実行された. 明治2年、第60代大宮司櫻井基辰を筆頭に代々気多神社に奉仕してきた神職が退き、世襲神官が廃止された<sup>14</sup>. 4年には社格の設定によって国幣中社に列せられる. これら一連の改革は気多神社のみならず、全国の寺社に影響を与えた. とりわけ寺社領の上知は神社や寺院の経済的基盤を根底から奪い取り、寺院・仏教の衰退を促進させ、他方では国家的庇護を受ける神社・神官側の国家への依存を決定的なものとしてしまう.

こうした宗教的な改革は従来の神事を新しいかたちに変容させた、明治5年以降、官国幣社の祭祀に関する祭式が整えられ、幣帛の奉奠、祭典の式次第、祝詞、神饌、参向官等に関する規定が整えられていく。気多神社では神祇官神祭方御用係の大森定久が来社し、明治5年権宮司となって「気多神社祭奠式」をまとめた。翌6年3月、権大講義をつとめる荒地春樹が官選の宮司として就任し、「気多神社年中行事」(明治7年1月)を制定して、神仏分離以後の気多神社の年中行事を定めた[小倉1974:1-2]15.このような世襲神官廃止による旧来の社家と神社との分離・断絶はそれまでの祭祀形態を消滅へ導いた。6年4月、諸祭典式日を新暦に改定する通達が出される。翌7年3月には気多神社の例祭を官祭として4月3日に執行することが定められた[『石川県史料』2:100-101]。この通達以前に書かれた「気多神社祭奠式」で平国祭は「二月未日より戌日迄の祭なり」と祭式も旧暦に基づいた近世来の次第で記述されているが、「気多神社年中行事」では新暦の日程で記述されている。祭日は新暦に移され、国家からの幣帛神饌料で執行される儀礼となった。

「気多神社祭奠式」を著した大森定久は富山県砺波の泉村天満宮社家の 出身である.近世末、砺波平野の社家は支配権をめぐって別当寺や山伏と 論争をおこしており、そのため社家は平田国学をおさめることによって対 抗していた.「気多神社祭奠式」は神事次第と祝詞の2部から構成されているが、それまでの神仏習合的要素を排除し神道の祭式にしたがった神事の作法が細かく著されている. 例えば、近世期まで石動衆徒を迎えて行ってきた3月3日の儀礼―明治以降の例祭にあたる―は石動にとって修験の出成の意味を持ったが、当然ながらそうした記述は―切見えない[市田2007b: 233]. このように明治初年の神社神事の改変は、国家の意図をくみとり国学的な知識を豊富にもった宗教的知識人が新しい意味を与えたのだった.

しかしながら、こうした近代の新しい儀礼のかたちも現状は楽観的なものではなかった。国家に依存するということは国家からの財政があてにならなくなれば当然経営も苦しくなる。平国祭の神幸は明治の初め、巡幸経路や巡幸地域諸社の神事など一定の形式の「復活」を果たしていたが、それも明治16年までで終わっている<sup>16</sup>.17年には気多本宮までの神幸を10年ごととし、平年は金丸・能登部へ巡幸して即日帰社のかたちに縮小された。17年以後は民費課出が廃止されており、気多神社の場合も祭祀の費用に窮したための処置で、気多本宮でも同様に総社までの神輿渡御を平年の神幸に代えた[「石川縣諸神社祭典旧儀取調帳」(以下「旧儀取調帳」)〕.このように明治初め、儀礼の形態そのものに変化があったことがわかる.大規模な神幸は祭祀の費用に差支え経済的に執行が難しかった.

しかし29年、平国祭神幸が復活する.「神社古式」であった平国祭は「久シク 国幣中社気多神社ノ臨御被為在サリシ」状況であったが、「本年ョリ更ニ来ル三月廿一日臨幸 同廿三日還幸為在ラル、事ニ復旧」することとなった [『北国新聞』明治29年3月15日]. 気多本宮までの神幸(2泊3日)を毎年行うことに復したのである. この年に儀礼が再び「復活」させられる要因はなんだったのだろうか. また儀礼を説明する気多神の物語はどのように変容したのだろうか. 儀礼「復活」前後の気多神社の経過をたどったのか見てみよう.

### 2 「異説」の一元化と正伝化

明治 10 年代から日清戦争ごろまで、伊勢神宮を別とすれば府県社以下 のみならず官国幣社に対しても国家による神社政策は消極的であった. 20年、官国幣社保存金制度が制定され、官国幣社経費定額制・国費営繕 が廃止、20年以降の15年間保存金を支給しそれをもとに各官国幣社を 自立維持させようとした(23 年に 30 年間に変更).この制度は神社を国 家の管理外におこうとするものであり、当然のことながら神社界の反発を 生じた、結局39年に官国幣社国庫共進金制度が制定され国家の財政的援 助を取り付けるにいたるが、20~30年代には4年の太政官布告にうたわ れた「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテーという理想はうやむやになりつつあ り,神社は国家にとって負担以外のなにものではなく,神社界をめぐる状 況も不安定であった.こうした状況の転換には日清・日露戦争という外在 的な要因が大きく働いていることも確かだが、神社界による地位向上運動 も見逃すことはできない.帝国憲法の発布や議会開設の時期が近づくにつ れて、神社界では神社崇敬を宗教とみなさず、宗教というカテゴリーより 上に位置づけさせようとする動きが次第に強くなった.そして「国家ノ宗 祀」を目指して神社界は神祇官復興運動を機軸に地位の向上にとり組んだ のであった.

またこの時期は古社寺保存という名によって寺社に歴史的な遺物としての意味を与え、建造物や宝物を維持・保存しようという動きが活発になってきた時期でもある。発端は明治 12 年 12 月 23 日に出された古社寺保存費による寺社の保存措置の指令である<sup>17</sup>. 明治初年の社領上知によって経済的打撃を被った寺社は「修理之途ヲ失ヒ追年破壊ニ属シ」「名勝ノ結構不残荒廃ニ至」っている状況であった。しかし大きな寺社は「人民ノ帰向スル所」でありその「帰向ノ厚薄ハ政治上ニ影響ヲ生」じる。「勝区旧跡古代之建物ヲ保存スルハ国光ヲ保有スルノ一端」であるがゆえに保存という措置に踏み切ったのであった。13 年より支給された額はひとつの寺社

#### 民俗宗教空間の歴史性

あたり50円~数百円で、合計5000円~13000円程度を毎年国庫から支出した[山口1999:205]. そして30年に古社寺保存法の成立にいたる. 文化財として指定する権威は国家に一元化され、「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルへキモノ」18という国家の歴史的・美術的価値の判断によって、あらゆる地域の寺社の多様なモノは序列化された.

いずれにしても、このふたつの動きのなかで神社は日本という枠内において序列化された。その基準は近代天皇制にふさわしいか否か、すなわち祭神やその由緒が皇統・皇室とどのような関係にあるか、あるいは神社のモノが天皇を中心とした歴史にどう位置づけられるかによって決定されたのである。

この時期に気多神社では、明治20年代に自社の由来や神事・宝物などの由来を調査しまとめ上げ、さらに30年になると社格の昇進を請願している。その経過を示すと次のようになる。なお以下の史料はすべて気多神社所蔵(羽咋市歴史民俗資料館所収)。

- •「国幣中社気多神社社伝来之祭典儀式」(明治25年4月)
- 「国幣中社気多神社創立由緒等記録」(明治27年4月6日)
- 「古社并宝物等取調書」(明治28年6月20日)
- •「神宮号復旧之儀ニ付請願」(明治29年9月28日)
- 「社格昇進願」 【内務大臣伯爵樺山資紀宛】 (明治 30 年 11 月 27 日) [「社格昇進之義ニ付御添申願」 【石川県知事古沢滋宛】]
- 「社格御昇進之義再願」 【内務大臣侯爵西郷従道宛】 (明治 31 年 11 月 18 日)

「「社格昇進再願之義ニ付御添申願」【石川県知事志波三九郎宛】」

• 昇格願書(明治36年1月8日)

### (1) 「国幣中社気多神社社伝来之祭典儀式」(明治 25 年 4 月)

この一連の流れの端緒になるのが明治 25 年に書かれた「国幣中社気多神社伝来之祭典儀式」(以下「祭典儀式」)である。これは石川県訓第 125 号に応じて石川県に提出したもので、気多神社の主要な祭祀―門出式、平国祭、例祭(蛇の目神事)、御贄祭、鵜祭―の次第と由来が記述されている。この文書のなかで気多神の能登平定の物語に関する記述は平国祭と鵜祭の記載にあり、ふたつの神事の由来として織り込まれている。

#### 【平国祭】

祭神大己貴命,国土ヲ経営シ玉シ時ニ当リ,能登国ハ殊ニ怪賊ノ屯聚セル所ニシテ,庶民ノ其妨害ニ懼ル事大ナリ.就中,邑知湖ニ妖蛇ハ最モ其甚シキモノ,大神,是等ヲ平定セントテ,越ノ北島ョリ航シテ,鹿島郡神門島ニ着キ,尋テ七尾小丸山ニ移リ,其辺ニ散在セル諸賊ヲ誅除シ,又鳳至珠洲ノ両郡ヲ平定シ,今ノ社地ニ凱旋シテ鎮坐ス.其軍粧ノ模シ,毎年鹿嶋郡所口村気多本宮へ神幸,気多本宮ハ後年,能登生国玉比古神社ト称ス.往時気多本宮ト称スルハ,大己貴命当国巡幸ノ時,神門島ョリ此ニ移り,暫ク留リシ地ナリト云.

#### 【鵜祭】

祭神大己貴命、当国ヲ巡幸シ玉ヒシ時、高志ノ北島ョリ航シテ、今ノ 鹿島郡神門島ニ着キ玉ヒシ際、其土地ノ御門主比古神、鵜ヲ献セシト 云・或云、鵜ニ海魚ヲ捕ラシメテ之ヲ献上ストモ云、是レ鵜祭ノ原因ナリ・

気多神が能登に来訪し平定,以後安寧になるという物語の基本的な構造をここでも見ることができるだろう。また「鳳至珠洲ノ両郡ヲ平定」あるいは「七尾小丸山」に最初に落ち着くという部分は、平定地域が拡大し気多本宮を最初の鎮座地と記すようになった近世半ばの記述に見られるものである。こうしてみると「祭典儀式」の叙述は、物語の基本構造に平定地

域が拡大されて叙述される近世期のものを踏襲している. しかし両者の叙述の違いは, 平国祭の由来に気多神の最初の到着地が「鹿島郡神門島」と場所を明確にされているところにある.

「神門島」(鹿渡島)という場所、七尾市鵜浦町鹿渡島は能登半島中央部 の東側、崎山半島の先端にある。前述のように、この地は鵜祭の由来にお いて気多神がその土地の神・御門主比古神に対応を受けた場所といわれ る. 鵜祭は室町時代末期に書かれたと推定される「気多神社古縁起」「謡 曲鵜祭」に記されており,天正 5 (1577) 年の「気多社書上」には「此鵜 の御事、当国うの浦を申所よりとり申、ちよくしにあひそへもちきたり 候」とあり、鵜浦から鵜を献上することに触れている19. すでにこの時期 に気多神社と関係を持った場所として鹿渡島が位置づけられており、中世 から現在にいたるまで鵜祭の鵜を献納する、気多神社にとって重要な場所 であることがわかる.しかしながら,この地は鵜祭に限定して気多神と結 びついた場所であり、さまざまなかたちが存在した近世期までの物語のな かでは、気多神が能登に最初に到着した唯一無二の絶対的な場所ではな かった<sup>20</sup>. 天明 7 (1787) 年、加賀藩からの鵜祭の問い合わせに対して大 宮司桜井基起・座主長福院が答申した「能州一宮鵜祭之規式」には、 鹿渡 島は気多神の最初の到着地としての意味づけはなく,あくまでも鵜祭の神 事の要地として記されている21. このように「祭典儀式」において、鵜祭 の由来として重要な場所であった鹿渡島が平国祭の由来に入り込み、気多 神の最初の到着地として物語に入り込んだことがわかる.

#### (2) 「国幣中社気多神社創立由緒等記録」(明治27年4月6日)

明治 26 年,内務省社寺局は第 37 号通達により神社創立の縁起・祭神の由緒の提出を求める.これに対して宮司加藤里路は翌 27 年に「国幣中社気多神社創立由緒等記録」(以下「創立由緒等記録」)を提出する.その内容は「祭神ノ御事歴及御事歴ニ附帯セル当時ノ現況」「鎮坐ノ原由及土地ノ縁故」「社名ノ起因」「摂末社及御父子御兄弟御夫婦神等ノ関係」「古

来奉仕セシ姓氏種族並沿革」「歴朝御崇敬及武将等尊崇之有様」「古来其社所伝ノ祭式神楽」「御造営ノ年月及官営私営ノ別」「上古四至ノ境界及変遷」「朱印地神領ノ類」「古来氏子場ノ区域戸口」「有名ナル宝物及古文書」「境内見取図」の項目からなっており、神事の由来のみならず、神社の由来・歴史から社殿等造営物、社領地、宝物・古文書等の所蔵品にいたるまで、古社寺としての気多神社に関わる事柄を報告している。

まず「祭神ノ御事歴及御事歴ニ附帯セル当時ノ現況」で、祭神大己貴命を「国土経営ノ主神」と位置づける。そして気多神の物語を次のように記述した。

大巳貴命、此土ヲ開明ノ域ニ為ント、刻苦シ玉フ. 然ルニ当時妖賊各処ニ屯聚シ、且今ノ邑智湖ニ悪蛇棲息シテ、土人其害ニ遇フ事甚シ. 大神、是ヲ退討セント越ノ北嶌ヨリ航シテ、今ノ鹿嶋郡ナル神門嶌ニ着キ、其土神御門主比古神ト謀リ、今ノ七尾小円山ニ到リテ、其近郷ニ散在セル諸賊ヲ誅戮シ、猶今ノ鳳至珠洲両郡ヲ廻歴シ、衆賊ヲ平定シ、武威益熾ナルヲ以テ国神悉ク随従ス. 之ヲ率ヒテ彼巨蛇ヲ殺シ、畢テ今ノ社地ニ行宮ヲ造リテ住居シ玉フ事久シ. 其間ニ国民ヲ撫馭シ、土地ノ開墾人事ノ教育ニカヲ尽シ、始テ開国ノ基ヲ建ツ. 其功績最大ナリ. 然シテ他ニ巡狩セントスルニ臨ミ、将来又妖賊ノ起ランヲ慮リ、吾神霊ヲ永ク此地ニ留メ玉フ. 是則チ、気多神社ノ原固ナリ.

この「創立由緒等記録」の叙述は「祭典儀式」で記された平国祭と鵜祭の由来の記述を組み合わせるようなかたちで記されたものである。すなわち、気多神の物語の基本構造と近世期に詳述されるようになった平定地域からなる平国祭の由来のなかに、「神門嶌」と御門主比古神という鵜祭の要素を融合させて叙述している。そして平定ののち、気多神がこの地を治めたのちの業績を「国民ヲ撫馭」し「土地ノ開墾人事ノ教育ニカヲ尽」し

た「功績最大」という近代的な表現で付け加えている。ここでは、様々な「異説」の由来を気多神の物語の基本構造のなかに位置づけ、そして「御事歴」と「当時ノ現況」とを時系列的に整理されて叙述がなされている。

それではなぜここで鵜祭の要素が基本構造に入り込んだのだろうか.鵜 祭はすでに古縁起に一項目たてられて記され、村上天皇のときに勅使の前 で神異を見せたことが記されており、江戸時代には鵜祭の際に鵜が暴れて 大宮司の顔に傷をつけたことが大宮司家断絶(明和7年)の原因として 語られている「『能登国神異例』」.あるいは,前田利家は能登に入国して まもない時期に正大宮司宛の書状で「殊ニ勝例年鵜鳥神前ニ能参候由,国 家之吉事不可過之候,尚以無由断祈念肝要候」と書き送り,鵜がとどこお りなく神前に進んだことを確認することによって、外来者として能登を領 有した不安定な立場に安心感を得ている<sup>22</sup>.またすでに引用した「能州一 宮鵜祭之規式」のように藩からの問い合わせがあった.このように奉仕す る社家社僧のみならず統治者である藩主や藩も鵜に対して関心を示し,気 多社のみならず能登全体の吉凶に関しても語られており、鵜祭の重要性に 対する認識が高かったことがうかがえる。こうしたことから、加藤里路は 「古来其社所伝ノ祭式神楽」で「本社伝来ノ祭典ニテ最モ古式ヲ存シ、且、 他社ニ類例ナキ特典タルハ鵜祭ヲ以テ第一トストと記して、鵜祭が気多神 社の神事のなかで最も重要なものであるという認識を示している.外部に 向けて正統性を主張するための由来を書くにあたり、鵜祭は外すことので きないものであった.

### (3) 「古社并宝物等取調書」(明治 28 年 6 月 20 日)

明治28年4月5日,内務省より「古社寺調査事項標準」が出され古寺の調査が行われた<sup>23</sup>.これを受けて宮司佐伯有義が「古社并宝物等取調書」を編纂する.その内容は「所在地」「社名称」「祭神」「事由」「建物」「境内地」「永続基本財産」「宝物」の調査報告からなり、「古社寺調査事項標準」の指示をふまえたものになっている.そして「古社并宝物等取調

書」において、平国祭と鵜祭の由来と融合させた近代の気多神の物語は一 定の叙述の完成を見る。

創立ノ由緒 上古大己貴命,天下ヲ経営セントテ,普ク諸国ヲ巡行シテ,此能登国ニ至リ給ヒシ時,邪神妖賊諸処ニ屯聚シテ庶民ヲ苦シメ,殊ニ今ノ邑知潟ニハ巨大ナル毒蛇棲息シテ,土人ニ害ヲ加フルコト甚シカリキ. 大神,コレヲ討チ罰メ給ハントテ,越ノ北島ョリ航シテ今ノ鹿島郡神門島ニ着キ給ヒテ,其所ニ坐ス.御門主彦神ノ許ニ至リ給ヒ,尋テ今ノ七尾小丸山ニ移リ,其近傍ニ散在セル諸妖ヲ誅戮シ,又,今ノ奥郡ノ方ニ行キテ,衆賊ヲ平ゲ給ヒ,畢リテ今ノ社地ニ到リ行宮ヲ造リテ坐シマシ,国中ノ諸神ヲ率イテ終ニ彼毒蛇ヲ射殺シ給ヒキ.カクテ後,数年ノ間,此所ニ留リ坐シテ,国内ヲ撫馴シ給ヒシカハ,彊土日ニ開ケ,人民,月ニ蕃殖シテ,国中漸ク治マレルヲ以テ更ニ他方へ巡行シ給ハントシ給ヒシカド,尚後年再諸妖起リテ斯民ヲ悩サンコトヲ深ク思ヒ遠ク慮リ給ヒテ,一国鎮護ノ御為メニ神霊ヲ永ク此地ニ留メ給フ.是,当社創立ノ由緒ナリ.

『羽咋郡誌』「気多神社・創立の由緒」と比較すれば、「古社并宝物等取調書」の叙述は『羽咋郡誌』のものと字句にいたるまでほぼ同じものになっていることがわかるだろう。ここでの物語は「異説」を気多神の物語の基本構造に一元化した「創立由緒等記録」の叙述を継承しつつ、後半部分(「カクテ後」以降)で気多神がいかに能登の人びとを教化したかという部分が近代的な表現により詳細に叙述され展開している。「上古」にはじまる時系列に沿って、気多神の来る経過と理由、到着地、平定地、鎮座地、そしてその後の展開が一線的に叙述される物語の成立。このことは古社寺として位置づけられた気多神社が国家の主旨にそって自社の由来を調査しまとめあげ報告するという作業を通じ、郡誌に記載される近代的な歴

史叙述としての気多神の物語が成立したことを意味する<sup>24</sup>. このようにして成立した近代の気多神の物語は、以後、官幣大社昇格という運動のなかで用いられてゆくことになる.

### (4) 「神宮号復旧之儀ニ付請願」(明治29年9月28日)

明治維新以後の宗教行政のひとつに神社の社格設定がある。明治4年,太政官布告「官社以下定額・神官職制等規則」が公布された。これにより神社は官社と諸社に分類され、官社97社が指定された。それらは官幣の大中小社、国幣の大中小社に区分され、神祇官の所管とされたが、官幣社は神祇官、国幣社は地方官がそれぞれ祀るものとされた。さらに諸社には府社、藩社、県社、郷社がおかれた。これが近代社格制度の基盤となる。官幣社とは、歴代天皇・皇族を祀る、あるいは歴代皇室の崇敬顕著な神社であり、国幣社とは国の一宮またはこれに準ずる由緒ある神社が列格された。この基準から行けば気多神社の国幣中社への列格は妥当なものであった。しかし社格の序列は固定的なものではなく、ランクが上がることもあれば、新たな神社が列せられることもあった。

さらに社号によるランク付けが存在した。伊勢の大神宮を筆頭に、神宮、宮、大社、神社、社などの社号である。このうち「神宮」は、「延喜式」神名帳では伊勢大神宮、鹿島神宮、香取神宮が「神宮」号を称した。しかし「神宮」を名乗ることは自由であり、神名帳以外の記載には「神宮」号を付されているものも見られる。ところが貞観年間頃より「宮」を名乗るためには勅許が必要となる。以降近世期まで「神宮」を社号とする社は伊勢・鹿島・香取のみであった。明治の神社制度では(1)皇祖に関連する神を祀る神社、(2)歴史上有名な天皇を祀る神社、(3)古来特別な由緒を持ち「神宮」号の慣例がある神社という条件のいずれかに合致すれば「神宮」に改めることが許可された。また新たに創建される神社にも「神宮」号が冠され、25年には後醍醐天皇を祭神とした吉野神宮、28年には平安遷都1100年を記念し平安神宮(祭神桓武天皇)が創建されるなど明

治以降「神宮」は増えていった.

気多神社は明治29年、宮司佐伯有義が内務大臣伯爵樺山資紀宛に「神 宮号復旧願」を提出し、「神社」号ではなく「神宮」号を称する許可を請 願する.気多神社は4年の社格設定時に,「延喜式」神名帳に「気多神 社 | と記載されているために「神社 | 号を用いてきた、しかし「気多神 社」ではなく、古い史料に記されている「気多神宮」「気多大神宮」をも とに「神宮」号を「復旧」させて欲しいと請願する.前述のように「延喜 式」神名帳に「神社」と記されながら他の史料記載を根拠にして、明治に なって「神宮」を用いているものがある。熱田神宮(愛知県)、石上神宮 (奈良県), 日前神宮・国懸神宮(和歌山県), 気比神宮(福井県) などで あり、神名帳には「神社」号で記されていたが、これらの神社は「神宮」 を名乗っている. 気多神社も「往古ヨリ神宮ト称」したことは「歴史上不 抜ノ確証|があり、ゆえに「神宮|号を「復旧|させてほしいというのが 請願の趣旨となっている.「歴史上不抜ノ確証」を「参考書」として提出 し、「万葉集」「続日本紀」といったものから「天正十二年前田利家下知 状しといったローカルな史料をあわせて引用し記載し、その史料類を用い て傍証としている<sup>25</sup>.

先にあげた (1) (2) (3) の基準をみたし「神宮」号を称した神社は、いずれも官幣大社になっている。こうして「神宮」を名乗るという自社の社格 一全国神社界での位置―にかかわる政府への請願は、翌年以降の官幣大社への昇格を請願する運動へと連なっていく。

### (5) 「社格昇進願」(明治 30 年 11 月 27 日)

#### 【官幣大社昇格表】

	昇格時の所在地	官幣大社昇格(明治)	昇格経緯(明治)
宮崎神宮	宮崎県宮崎市	18年4月2日	8年[国中]
伊弉諾神社	兵庫県津名郡	18年4月2日	4年[国中]
香椎宮	福岡県糟屋郡	18年4月2日	4年[国中]

#### 民俗宗教空間の歴史性

橿原神宮	奈良県高市郡	23年3月20日	·
平安神宮	京都府京都市	27年6月29日	
気比神宮	福井県敦賀市	28年1月4日	4年[国中]
鵜戸神宮	宮崎県南那珂郡	28年7月8日	
鹿児島神宮	鹿児島県姶良郡	28年10月19日	4年[国中]→7年[官中]
浅間神社	静岡県富士郡	29年7月8日	4年[国中]
丹生川上神社上社	奈良県吉野郡	29年11月4日	29年11月4日
札幌神社	北海道石狩支庁	32年7月11日	4年 [国小] →5年 [官小] →26年[官中]
建部神社	滋賀県栗太郡	32年10月7日	18年[官中]
台湾神社	台湾	33年9月13日	
宗像神社	福岡県宗像郡	34年7月11日	4年[国中]→18年[官中]
吉野神宮	奈良県吉野郡	34年8月8日	22年[官中]
樺太神社	樺太	43年7月29日	

<sup>•</sup>国小…国幣小社、国中…国幣中社、官小…官幣小社、官中…官幣中社

官幣大社とは伊勢神宮を除けば最上位にランクされた社格であり、明治4年時に29社が指定された。官幣大社たる基準を「官国幣社昇格内規」(明治30年)で見ると次のように明記されている[文部省文化局宗務課1968:587]。

- 一,建国ノ大業ニ参シ又ハ国家ノ大事ニ与ル等国家ニ対スル神功ア リ,神徳威烈特ニ著シキ神ニシテ,延喜ノ制名神大社ニ列セラ レ,祈年・月次・新嘗・相嘗等ノ幣ニ預リ,国史所載ノ神階三位 以上ニ昇リ,奉幣遣使・封戸神田・神室・造営・行事・恒例官祭 等ノ典ヲ有シテ史上ニ顕著ナル神社
- 二、神社 由緒前項ニ同等ト認ムヘキモノニシテ、朝廷ノ崇敬特ニ篤カリシ神社

三,皇統ノ祖神,皇統ヲ継承シ給ヘル諸神及皇徳著シキ天皇ヲ祀ル神社ニシテ其由緒特ニ重スヘキモノ但シ一神一社ニ限ル

「官幣大社昇格表」には明治 18 年から明治末にかけて、官幣大社に列格した神社をあげている。例えば、福井県の気比は気多と同じときに国幣中社に列せられたが、28 年官幣大社に昇格している。また札幌神社(現北海道神宮)は新政府の開拓と同時に仮社殿が造営され、4 年国幣小社列格とともに札幌神社の社名となり現社地に鎮座、以後 5 年官幣小社、26年官幣中社に昇格している。台湾や樺太といった近代国家の新たな領土に創建された神社もまた官幣大社という最高ランクに位置づけられていることがわかる。4 年の社格制度設定時に国幣中社に列せられ、歴史上、朝廷から同等の待遇を受けてきた気比が官幣大社に昇格してしまい、気多が取り残されてしまった。4 年時の列格は必ずしも厳密な考証の結果ではなく、神社間の社格の不公平さ・社格の妥当性が指摘されており、現行の官社制度の再検討が生じ、10年代半ば以降、各地で官社昇格願が出されるようになる。しかし経費・営繕費の点から大幅な官社列格は困難であり、諸社からの官社列格はきわめて少数であった「阪本 1994: 295-296]。

社格昇格を請願する神社の増加という神社界の状況,あるいは歴史的な"ライバル"である気比の「神宮」号および官幣大社昇格は,気多を官幣大社への昇格を請願する運動へと導く.明治30年,宮司桜井基正が内務大臣伯爵樺山資紀(および石川県知事古沢滋)へ「社格昇進願」を提出する<sup>26</sup>.この文書では大己貴命による能登の平定と国土経営という「璽蹟」としての創立の由来――元化された近代的叙述による気多神の物語―から話をはじめ,さらに崇神天皇以来歴代朝廷の崇敬と「朝裁」の遍歴という歴史的事実をあげている。そしてここでも気比を引き合いに出し,「吾北陸二於テハ越前ノ気比神宮ヲ除ノ外,比肩スへキ処」は当社以外にはなく,「彼ノ気比神宮ノ如キモ,既二官幣大社ニ昇格相成候得共,独リ当神

社ノミ昇格ノ御沙汰ニ相漏レ,遺憾ノ至ニ候」と訴える。また神階に見られる,古代における朝廷の気多・気比に対する扱いが同格だったことを列挙して「往古ョリ気比気多両社ノ御崇敬ハ軽重無之様奉伺候ニ付,当神社ヲモ気比神宮同様官幣大社ニ昇格ノ御沙汰被仰出候様」という理由をあげて昇格を請願している。

さらに「社格昇進願」に付されたおびただしい数の証拠としての史料類. これは『日本三代実録』などの史書や縁起類,編旨,領主からの古文書など自社内外の史料からなる.また「気多神社略記」と題された文書が編まれており、内容は気多神社の略史・「祭神」・「社地」・「鎮座之原由」・「社殿之造営」・「神位」・「奉幣」・「社領」・「四至」・「祭祀」・境内摂末社・境外摂末社からなっている.こうした官幣大社に"ふさわしい"ことを示すために編纂された「気多神社略記」は、自社の由来などを調べ上げた「創立由緒等記録」「古社并宝物等取調書」の内容を受けて書かれている.

### (6) 「社格御昇進之義再願」(明治 31 年 11 月 18 日)

しかし事は容易には進まない。明治31年、昨年の請願が認められなかったため、宮司桜井基正が内務大臣侯爵西郷従道(および石川県知事志波三九郎)へ「社格御昇進之義再願」を提出、再び官幣大社昇格を請願する。前年の請願書同様、大己貴命の偉業、歴代朝廷の崇敬、気比神宮との比較という内容に加え、類例として鹿島・香取両社をあげている。さらに「理由書」として添付された書類には自社の昇格の根拠を項目に分けて、より具体的に列記されている。その内容は「第一本社ハ仁明天皇承和元年以前、既ニ勲一等ニ進ミ給ヘル事」「第二本社ハ清和天皇貞観元年、既ニ従一位ニ進ミ給ヘル事」「第三本社ハ式内ノ名神大社ニシテ御歴代御崇敬深カリシ事」「第四本社ハ古来気比神宮ト同等ノ御取扱ナリシ事」「第五現今ノ社殿ハ官幣大社ニ適当ナル事」と、5項目を設定して理由が述べられている。そして次のように結論づける。気多の「歴史」は「他ノ官幣大社ニ対シテ一歩モ譲ル所無キ而己ナラス、優ニ其上位ヲ占メ」て

おり、「社地社殿」に関しては「現今ノ社地社殿等ニ於テモ充分ニ大社タル資格ヲ具備居」り、「殊ニ古来同等ノ待遇ヲ受ケ候気比神宮ノ既ニ、大社ニ進メラレ」ている以上、「是非本社モ気比同様、官幣大社ニ御昇格被仰出度」と.

自社の歴史を掘り起こし、祭神の由緒、これまでの朝廷・領主からの待遇にあわせ、国家の意図する古社寺・社格に見合った社殿など外見的なものを含めて、全体として官幣大社にふさわしいものであることを主張する。自社の祭神の由来を語る叙述は「異説」があってはならず、「建国ノ大業ニ参シ」「国家ノ大事ニ与ル等国家ニ対スル神功」という近代国家の歴史観へ一元化された歴史叙述として対外的に示さなくてはならない。古社寺としての神社管理と官幣大社への昇格を請願の過程のなかで、近代的な歴史叙述としての気多神の物語はひとつのテクストとして固定していった27.

# IV 宗教的エリートによる叙述の過程

明治 20 年代から 30 年代初めにかけての動きを、神社がまとめ上げたテクストを追って見てきた。ここでは編纂に携わった宗教的エリート一宗教的知識や権威を持つ一の位相に焦点を当ててみたい。明治以後、世襲神官が廃止され気多神社にも外部から大森定久、荒地春樹、加藤里路、佐伯有義<sup>28</sup>という国学の知識を身につけた神職がやってきた。ここでは、気多神の物語の近代的な叙述形成に大きな影響を与えた「祭典儀式」「創立由緒等記録」の編纂に関わった加藤里路と、官国幣社昇格を請願した従来の社家出身の神官桜井基正をとりあげる。外部的な知識によって編集された気多神の物語が地元出身の神官に継承され近代的な祭神の由来となっていく過程を追ってみよう。

加藤里路は加賀藩士の家に生まれ(天保 11 年),国学歌道を狩野竹鞆に学んだ、明治以後,金沢藩宣教掛,神祇官宣教師,白山比咩神社宮司,

射水神社宮司、気多神社宮司などを歴任した。晩年は興道社をおこして国学を講じた [日置 1942: 191]. 維新後、加藤はたびたび上京し、少講義として教導職につき教部省に出仕、最終的には石川神道事務分局局長となり権少教正になっている。5年10月、石川県に戻った加藤は県内において説教・講義を行うようになるが、県参事桐山純孝らとともに石川県内の神社改革にも着手した。加藤はその運動を、藩祖の霊を祀り、その社殿を壮大にすることを中心に展開した。その集大成として目指したのが、加賀藩の祖前田利家を神として祀った尾山神社を別格官幣社に昇格させることであった。この神社は加藤が中心となり5年10月に創建、14年に別格官幣社昇格を請願した。16年5月、気多神社宮司に任じられ、尾山神社の昇格運動に関しては加藤の手を離れる。しかし、国学者として石川県内の神社行政に深く携わった加藤里路の存在は、尾山神社の別格官幣社昇格に大きな影響を与えた29。

加藤里路は気多神社に移る。宮司の期間に編纂した「祭典儀式」「創立由緒等記録」では、近世来の気多神の由来がまとめ上げられ一元化されて叙述され、気多神の物語をはじめとする気多神社に関する叙述が以後の社格昇格運動を主張する際の重要な資料となったことはすでに見たとおりである。では加藤がどのように編纂を進めたのか、その具体的な方法を見ていこう。

加藤は「創立由緒等記録」を著すにあたり、「再三精密ニ実蹟調査致」したが、「各項ノ事蹟伝説口碑悉ク蒐集載録」する際に「錯雑ヲ生」み、また「幾千乃縁起ヲ抱クノ憂」がある。そのために「明証ヲ得タル実説ヲ採択」し、できるだけ短く編集し提出したと述べている。そしてその「明証」は「本社所蔵之旧記及土人ノ伝説」のなかから「都テ明証アル要旨ヲ採択」し、加藤の「聊カ愚見ヲ参考」にしてまとめあげたという。文字史料のみならず当時の口頭伝承がもちいられ、加藤の「愚見」によって「実説」が「明証」されていった。

その「明証」とはどのようになされたのだろうか、たとえば、「創立由 緒等記録」の「摂末社及御父子御兄弟御夫婦神等ノ関係」では主祭神気多 神と境内外の摂末社の祭神との関係を述べている.ここで加藤は境内摂社 の白山社について「此祭神菊璃媛命ト伝称スレトモ、本社ニ於テ白山神ヲ 祭祀スヘキノ縁故アル事ナシ」とククリヒメが気多にとって関係のないこ とを主張する30. 加藤は気多と白山の関係についてふれていないが、気多 が白山の影響を受けていることは古縁起を初めとする縁起類に泰澄が中興 の祖として位置づけられていることからもうかがえる。また鵜祭のなかに 白山信仰の要素を見ることもできる「小倉 1952b: 9-11」. 近世期までの 史料を「再三精密ニ実蹟調査」すれば気多と白山との関係は明らかであろ う、それゆえ「社伝ナレハ今祭神ノ改ムル事、尤難シ」とあえてククリヒ メを否定することはせず、「慣習」を持ち出して両神の関係を説明する、 すなわちたんに「比咩神ト称」する神を「白山比咩神」とみなすのは中古 より「北国ノ慣習」であるという、とすれば気多のククリヒメの本質的な 神格は固有名詞をともなわない女の神ということになり、「憶測スルニ若 クハ本社祭神ノ后神ナランカ」となる.このようにして加藤は境内摂社白 山社のククリヒメを主祭神気多神の后神として位置づけたのである.

気多の神仏習合的宗教状況は「都テ明証アル要旨ヲ採択」する方法でとらえるとこのようになる. 近代以前の縁起類に見られる多様な物語かたちは神仏習合の要素があちこちに見られ、加藤にとって「錯雑ヲ生」むものでしかなかった. 国学の知識に身をまとい、神社行政に大きく携わって石川県の神社界をリードする宗教エリート加藤里路の「愚見」による見解で描かれた気多神の物語は、仏教色を排除した「実説」となったのである<sup>31</sup>.

明治期の神社行政の過程において加藤里路,佐伯有義という官選宮司により整備された気多神の物語の「実説」は、官国幣社昇格への請願運動において気多の社家出身の宮司である桜井基正に引き継がれる。桜井の編纂

による明治 31 年の「社格御昇進之義再願」ではどのような論理で昇格を 主張しているのだろうか.

気多神が記紀に登場しない神であること、すなわち皇統に連なる神ではないということは記紀にその名が見える気比神と同列視しがたい。「官国幣社昇格内規」をみても官幣大社は「皇統ノ祖神、皇統ヲ継承シ給ヘル諸神及皇徳著シキ天皇ヲ祀ル神社」ということが条件であった。延喜式名神大社、神階三位以上などその他の条件を満たしていても、記紀に絶対的権威がおかれた明治期の状況と、天皇との関係が重視された官幣社の位置づけから見ても、気多神社の官幣大社昇格は困難さをはじめから持っていたのである。

当然そうした状況を気多側も認識しており、桜井基正は「本社ハ古来気比神宮ト同等ノ御取扱ナリシ事」において次のように述べている。「彼ノ祭神(気比神:引用者注)ハ皇室ニ御由緒アリ、本社ハ御由緒ナキニョリト疑フモノアレドモ、是レ俗論ノ甚シ」いものであって、「社格ハ祭神ニノミ関係スベキモノ」ではなく、「社格上、最モ重キヲ置クヘキハ其歴史」にあるとする。特に気多神は「国家経営上、絶大ノ御功績」があり、なかでも「能登一円ハ大神ノ恩頼ニョリテ今日在ルニ至レルヲ以テ」歴代朝廷の崇敬を受けてきたゆえに、気比同様官幣大社に昇格するに相応な神社であると主張している。すなわち内規にあった「建国ノ大業ニ参シ又ハ国家ノ大事」への寄与という要素を、能登という地域の平定によって果たしているとし、それこそが「国家ニ対スル神功」であり「神徳威烈特ニ著シキ神」あるという論法である。それは神階などに見られる朝廷の崇敬という歴史上の出来事を、気多神が能登を平定し繁栄させたというもうひとつの「歴史」の結果として位置づけ、両者を配列し関連させて気多の歴史としたのである。

気多の主張は、朝廷と祭神との関係を記紀という根源的な(あるいは神話的な)歴史のなかでの神々の系図が云々で決めるのではなく、その神が

鎮座する地域でどんな功績があったのかということに重点を置いてほしいというものであった。すなわち神々の物語の土着の論理を重視すべきという主張である。皇室とのつながりを持たない気多神社が自社の由来を官幣大社に相応なものと認められるためには、従来の官幣社の基準—天皇に連なる神々の系譜—以外で主張しなくてはならない。この論理は尾山神社を別格官幣社に昇格させたものと類似する。

官国幣社のなかでも神や由緒が他の神社と全く性格を異にする別格官幣社は、もともと国家に特別顕著な功労ある臣下一南朝の忠臣や戦国期の統一期のなかで朝廷を尊崇に配慮した武将など一を祀る神社が中心であった。しかしのちには旧藩の藩祖・藩主を祀る神社が創建され、別格官幣社の社格が認可されていった。尾山神社もこの例のひとつである32.前田利家や上杉謙信・鷹山(上杉神社)のように旧領主として地元に貢献のあった祭神を祀る神社への拡大。地域での貢献を介した朝廷とのつながりの主張。昇格を主張する際の重要な言説に位置づけられた気多神の物語は、土着の物語で地域の功績を前面に押し出すことによって近代天皇制国家の歴史のなかで皇統との関係性を持ちえたのである。

# まとめにかえて

明治初年の社格制度,世襲神官廃止,社領上知など神社の改変は,神社の由来や儀礼をも変容させた.上知は神社の従来の経済的基盤を失わせ国家への財政依存をやむなくしたが,国家から期待できなければ当然神社経営は苦しくなる.こうした神社行政の影響をうけて平国祭は縮小を余儀なくされたのであった.

平国祭に改変のあった明治 17年,鹿島郡小田中村久志伊奈太伎比咩神社の祠官と氏子総代が気多神社にやってきた<sup>33</sup>. おりしも儀礼を 9日後にひかえた 3月 12日,訪れた一行は気多神社に対しある懇願を行った.小田中村は「古来毎年右神社へ御神幸ヲ侍得テ,村民一同奉信仰」してきた

が「本年ョリ向フ九ヶ年間、渡御」がなくなってしまった。しかしぜひ当村へは巡幸してもらいたいと。しかし神社側は「一社都合ニ依リ改正最早地方庁へモ届附ノ事」であるため、一社を特別あつかいにはできず、小田中村への神幸は難しいと答えている<sup>34</sup>. 国幣中社とはいえ、決して楽ではない姿がここに見られる。経済的窮状から儀礼の縮小、それに対するかたちでの住民の要望。しかし地方庁に届けなければいかんともしがたい一大社の現状。気多神社もこうした状況を経験し、国家の神社行政とのかかわり合いのなかで自社の位置づけと正統性を主張してきた。こういった揺らぎのなかで神社経営をより改善しようとする姿、それが祭神の物語を叙述し創出していく過程にも見ることができた。

気多神―迎える人びとは「おいでのかみさん」と呼ぶ―を迎える心持ちは今でもそれほど変わらない。こうした呼び方は、一宮の神と言えど路傍の祠や仏など日ごろから身近に親しんでいる神仏とのつながりでとらえていることをあらわしている。平成15年の平国祭のとき、鹿西町(現中能登町)のある集落へ道を取り違えて巡幸しなかったところ、後日その集落の区長が気多神社を訪れ、ムラの人たちが「おいでのかみさん」を拝まないと1年不安なので今からでもいいので来て祭りをして欲しいと頼んだ。そこで神職がその集落に出向き祝詞をあげた。このように現在でも「おいでのかみさん」を拝まないと1年が不安になるという人たちが多くいる。平国祭の神幸が「復活」したのは明治29年、自社の建造物や宝物などを古社寺保存という国家の意図に沿って調査し意味付け、また官国幣社昇格に向けて積極的に国家の規範に寄り添っていった時期であった。儀礼が復活したとき、「おいでのかみさん」を再び迎えられることになった小田中の人たちの心持ちはどのようなものであったか。

別格官幣社に昇格した旧領主の神格化の背景には、近代の地域社会形成の過程で、新しい共同性を確立するシンボルとしての意味合いが強い[羽賀1994:336-346]. 気多の神も前田利家を祭神として別格官幣社に昇格

した尾山神社同様、地域の貢献を国家の物語関連づける論理によって叙述されていった。神社側は近代国家の枠組みに沿って気多神の物語を叙述し、その再演である儀礼を整備させてゆく。一方、地域の住民たちは「おいでのかみさん」を再び歓迎する。迎える人びとの心持ちがかつてと同じだったとしても、その意味づけはもはや変容してしまっていた。気多神という祭神をシンボルとして、物語と儀礼を完備して地域社会に共同性を持たせること、それは身近に親しんできた神仏を介した空間への意味づけをも変容させたことを意味する。宗教的エリートによって叙述された近代の気多神の物語は民俗宗教的空間を創出したことになるだろう。

### 参考文献

千葉徳爾 1973「地理学と民俗学」『民俗学評論』8号 藤井貞文・小倉 学(校訂) 1975『気多神社文書』1巻 続群書類従刊行会 --- 1980 『気多神社文書』 第 2 巻 続群書類従刊行会 羽賀祥二 1994『明治維新と宗教』筑摩書房 羽咋郡教育研究会鄉十読本編纂部(編)1932『羽咋郡鄉十読本』石川県羽咋郡教 育研究会 羽咋市史編さん委員会(編)1975『羽咋市史』(中世・社寺編)羽咋市 日置 謙(編)1917『石川県羽咋郡誌』羽咋郡役所 1942『加能郷土辞彙』金沢文化協会 市田雅崇 2001「〈歴史の共有〉と宗教儀礼」『日本民俗学』228号 ―― 2005「民俗社会における歴史の生成」『生活学論叢』10 号 --- 2007a「儀礼のなかの大きな物語と小さな物語」『國學院大學日本文化 研究所紀要』99号 -- 2007b「気多の神と石動の神」宮家 準(編)『近現代の霊山と社寺・ 修験』 國學院大學 21 世紀 COE プログラム 池上良正 2000「宗教学の方法としての民間信仰・民俗宗教論」『宗教研究』325 石川県(編)1931『石川県史』第4編,石川県 石川県立図書館(編)1972『石川県史料』2巻石川県立図書館 神社新報社 1986『神道人名辞典』神社新報社 前田育徳会(編)1958『加賀藩史料』幕末篇下巻,前田育徳会

#### 民俗宗教空間の歴史性

松井圭介 2003『日本の宗教空間』古今書院

宮地正人 1988「国家神道形成過程の問題点」安丸良夫・宮地正人(編)『宗教と 国家』岩波書店

宮家 準 1989『宗教民俗学』東京大学出版会

文部省文化局宗務課(監修)1968『明治以後 宗教関係法令類纂』第一法規 西井凉子他(編)2006『社会空間の人類学』世界思想社

西田長男 1968「重蔵神社管見」2,『神道及び神道史』6号, 國學院大學神道史 学会

小田吉之丈他(編)1928『石川県鹿島郡誌』鹿島郡自治会

小倉 学 1952a「鵜祭考」(1)『加能民俗』12号

------ 1952b「鵜祭考」(2)『加能民俗』13 号

----- 1974「能登一宮の特殊神事・神饌考」『加能民俗研究』3 号

----- 1987a「加賀・能登の神仏分離」『加能民俗研究』16 号

———— 1987b「神道大系神社編 33 解題」神道大系編纂会(編)『神道大系』 (神社編 33)神道大系編纂会

太田敬太郎(校訂)1940『気多神社文献集』石川県図書館協会

尾山神社社務所(編)1973『尾山神社誌』尾山神社社務所

シュヴィント, M. 1978 『宗教の空間構造』(徳久球雄・吉田国臣訳) 大明堂 Schwind, Martin., *Religions geographie*, Dramstadt: Wissenschaftliche Buchges ellschaft, 1975

阪本是丸 1994『国家神道形成過程の研究』岩波書店

佐々木信綱他(編・校注)1987 (1914)『校注謡曲叢書』第1巻 臨川書店

関本照夫 1995「日本の人類学と日本史学」朝尾直弘他(編)『歴史意識の現在』 岩波書店

千田智子 2002『森と建築の空間史』東信堂

神道大系編纂会(編)1987『神道大系』(神社編 33)神道大系編纂会

鈴木 良 2003「近代日本文化財問題研究の課題」鈴木 良他(編)『文化財と近 代日本』山川出版社

堤邦彦他(編)2005『寺社縁起の文化学』森話社

トゥアン, Y. F. 1988 『空間の経験』(山本 浩訳) 筑摩書房 Tuan, Yi-fu., Space and Place. Minneapolis: University of Minnesota Press, 1977

山口輝臣 1999『明治国家と宗教』東京大学出版会

矢野敬一 2006『慰霊・追悼・顕彰の近代』吉川弘文館

安丸良夫 1979『神々の明治維新』岩波書店

(著者不明) 1893『能登羽咋郡誌草稿』羽咋町文会舎

- 1 たとえば [阪本 1994, 山口 1999] などを参照.
- 2 明治30年6月5日法律第49号 [『法令全書』30-2]
- 3 平国祭についての詳細は「市田 2001」を参照
- 4「気多神社古縁起」は「神道大系編氏纂会(編)1987〕に拠る.
- 5 「大宮司桜井家文書 72 | 「藤井・小倉 1975].
- <sup>6</sup> 同様の由来には「桜井基威注進状」(天正6年,「大宮司桜井家文書79」,「気多社縁起」(文禄2年,「大宮司桜井家文書159」)[藤井・小倉1980]などがある。また、史書の話を引用して由来を語るケースは古縁起にもある。古縁起の記述の内容はその他の諸縁起類につながるものが少なくないため、小倉学は古縁起を「根元縁起」と位置づけている「小倉1987b:44].
- 7 「御尋隨由来条々」「太田 1947: 134-135]
- <sup>8</sup> 重蔵(へくら)神社(輪島市)が気多神のパンテオンに組み込まれる時期は少なくとも15世紀後半一文明8(1476)年―に遡ることができ,重蔵神社の神を気多神の分神とみなす動きが中世にはあった.そして気多神の物語に依拠して重蔵神社の縁起類が書かれており,つながりがつくられている[西田長男1968:5-8].
- <sup>9</sup>「気多本宮縁起」は[神道大系編纂会(編)1987]に拠る.「気多社御縁起」は 東京大学史料編纂所「気多神社記録」所収に拠る.
- <sup>10</sup> 享禄 4(1531) 年の「能登国祭儀録」に「(十一月) 午日,館居行事,同日鵜祭, 祝小酒・([桂イ]) 餅也」とある.
- 11 鵜祭についての詳細は [小倉 1952], [市田 2007a] を参照.
- 12 御門主比古神と謀った櫛八玉神が鵜となって海中に入り、魚を捕らえて献上したことに由来するというもの [日置 1917: 775], 気多神の御子神櫛八玉神が鵜となって海底に入り、魚を捕らえ父神に献上したことに由来するというもの [「能州一宮鵜祭之規式」], 気多神が鵜を殺していた「化鳥」を退治し, 助けてもらった鵜が御礼として気多に詣でたことに由来するというもの [「御尋随由来条々」] などがある. いずれも気多神に対する鵜の属性に関して差異が生じている
- 13 正覚院は真言宗寺院で亀鶴山蓬莱寺と号し、今でも護摩堂や本堂内に注連縄が めぐらされ、神仏習合時の面影を残している。檀家は寺家(羽咋市)、羽咋、柳 瀬(宝達志水町)に約60戸ある。
- 14 櫻井基辰は明治5年,権禰宜となるが,9年に辞職する.
- <sup>15</sup>「気多神社祭奠式」「気多神社年中行事」[気多大社所蔵,羽咋市歴史民俗資料館 所収]
- <sup>16</sup> 「気多神社年中行事」によれば、3月15日に気多神社で発輦祭、その夜、金丸 (現中能登町金丸の宿那彦神像石神社)への御旅の神事を拝殿で行う、3月16 日早朝気多神社を出発、小田中村(現中能登町小田中の白久志山御祖神社)で 福俵が献供され、二ノ宮村(現中能登町二宮)、古国府村(現七尾市)を経て気 多本宮に入る、3月17日朝より気多本宮(現七尾市)で祭儀、3月18日には 気多本宮を出て、古国府村、羽坂(現中能登町)を通り、良川村の白山社(現 中能登町良川の白比古神社)で豆粉団子、能登比咩神社(現中能登町能登部下)

で稗粥、宿那彦神像石神社で白団子が献供され、気多神社に還幸している。ただしこの形式が近世以来の継続的なものではない[市田 2001: 50].

- <sup>17</sup> 明治 12~13 年の古社寺保存費に関する諸法令は [『法規分類大全』社寺門: 438-448] を参照.
- 18 明治 30 年 6 月 5 日法律第 49 号 [『法令全書』 30-2]
- <sup>19</sup>「謡曲鵜祭」には「当国ゆのがうと申す処より、あら鵜を取りて生贄に供ふ.」 とある [佐々木 1987].
- <sup>20</sup> 気多神の物語と鵜が関連づけられている由来の例としてあげた,元和5年の「御尋随由来条々」においても到着地は「北嶋え御幸有て鹿嶋浦に化鳥退治」とのみ記され,鹿渡島という場所には触れられていない.
- <sup>21</sup>「能州一宮鵜祭之規式」は[羽咋市史編さん委員会(編)1975: 424-425]に拠る.
- 22 「気多神社社蔵文書 43」[藤井・小倉 1975]
- 23 明治28年4月5日内務省訓令第3号[『法令全集』28-3]
- <sup>24</sup> 同様の叙述は『能登羽咋郡誌草稿』(明治 26 年) の「気多神社」の項に見ることができる.
- <sup>25</sup> この他,「参考書」に引用されている史料は「文徳実録」「延喜式」「畠山義綱寄 進状」「永禄五年棟札」「慶長六年前田利長寄進状」「慶長十七年前田利光寄進 状」「天明七年棟札」「社前の四流の旗」である.
- <sup>26</sup> 『羽咋郡誌』によれば、明治 29 年 4 月、当時の宮司佐伯有義が官幣大社への昇格を出願している [日置 1917: 767]. ただし、羽咋市歴史民俗資料館所蔵の気多神社所蔵文書および大宮司桜井家文書に該当する史料はない.
- <sup>27</sup> 大正 4 年, 気多神社は国幣大社に昇格する. そこまでの道のりは決して楽なものではなかった. 大正 2 年 4 月に昇格のため基本金 1 万円を集める内諭があり, 同年 8 月気多神社保存会を組織して能登をその募金区域として収集にあたった. 同 3 年に神社維持費補助として 500 円の下賜を得て, 同 4 年には 1 万円を収集し, 11 月大正天皇即位の礼と日を同じくして国幣大社に昇格した [日置 1917: 767-768].
- <sup>28</sup> 佐伯有義は富山県中新川郡の立山雄山神社の社家の家に生まれた(慶應3年). 明治20年に皇典講究所を卒業し,23年より『古事類苑』神祇部などを担当している。28年に気多神社宮司となり29年12月まで任にあたる。以後,宮内省の掌典をつとめたり、帝室制度調査局より皇室諸令附式の起草を委嘱されるなど近代の皇室祭祀の整備に携わった。また考証学者として『大日本神祇史』などを著し、晩年は国学院大学教授をつとめた[神社新報社1986:147].
- <sup>29</sup> 明治 5 年 10 月 18 日,前田利家を祭神とする卯辰八幡社を,金沢市内の中央にある藩主の別館であった金谷殿址に遷す.翌 6 年 3 月 14 日教部省の許可を得て尾山神社の社号となり,郷社に列格,7年 2 月には県社となる.加藤はさらに社格昇格を試み,14 年には別格官幣社昇格の請願書を内務省に提出,16 年 1 月,3 月にも再度請願書を提出した.加藤が去ったのちも総代らが中心となり昇格運動を展開していき(22 年 10 月,23 年 1 月,24 年 7 月),35 年別格官幣社に昇格の許可が下りた[石川県(編)1931:690-691,1212-1213,

- 1218-1222, 尾山神社社務所(編)1973:246-295].
- 30 境内摂社白山社は本殿に向かって右側にある三間社流造りで菊理姫命を祀る. 天明7(1787)年加賀藩主前田治脩の造営,昭和57年国指定重要文化財となる. 白山社の例祭は御贄祭と称され5月・9月1日に行われる.御贄とは藁縄で魚のえらをつらぬいて4尾1括りとして,青竹の左方,右方に6括り(24尾)ずつ分け,計48尾をかけてつるす.魚は小さい青魚が用いられ,最近ではアジが多い.
- <sup>31</sup> 石川県内の神職で彼の教えを受けない者はいないと言われたという [神社新報社 1986: 100].
- 32 豊栄神社(祭神毛利元就,明治15年12月昇格),常磐神社(祭神徳川光圀,明治15年12月昇格),照国神社(祭神島津斉彬,明治15年12月昇格)など旧藩祖・藩主を祀った神社があいついで別格官幣社に列格
- 33 「明治 17 年日録」「気多大社所蔵、羽咋市歴史民俗資料館所収]
- 34 小田中(現中能登町)では現在でも平国祭のときに福俵の神事が行われる.小田中の人びとは「古来毎年」の巡幸と思っていたようだが,「故アリテ文化ノ頃ョリ中絶トナ」っており「然処明治九年気多神社宮司松岡利紀等示談ノ上該祭復古致シ、同十六年迄修行」という状況であった「「旧儀取調帳 」].